

平成 30 年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び 審査結果を踏まえた留意すべき事項

金融庁は、上場会社等から提出された有価証券報告書の記載内容について、より深度ある審査を行うため、各財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局と連携して、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」及び「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施している。

平成 30 年度の有価証券報告書レビューに関して、現在（平成 31 年 3 月 19 日時点）までの実施状況を踏まえ、複数の会社に共通して記載内容が不十分であると認められた事項に関し、記載に当たっての留意すべき事項を以下のとおり取りまとめた。

なお、記載内容が不十分であると認められた事項には、会計監査の対象となる財務諸表等に関わるものも含まれている。そのため、以下に記載した留意すべき事項については、有価証券報告書提出会社のみならず、監査を実施する公認会計士又は監査法人においても、十分に留意いただきたい。

（参考）平成 30 年度有価証券報告書レビュー

平成 30 年 3 月 31 日以降を決算期末とする有価証券報告書の提出会社を対象

（１）法令改正関係審査

平成 30 年 1 月に施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」による改正について、記載内容を審査

（２）重点テーマ審査

以下のテーマに着目して審査

- 引当金、偶発債務等の会計上の見積り項目
- 繰延税金資産の回収可能性

（３）情報等活用審査

適時開示や報道、提供された情報等を勘案し審査

審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項

審査対象会社については、今回の有価証券報告書レビューの対象項目に関し、例えば以下のような事例が確認されている。有価証券報告書の作成においては、こうした点を含め、必要な事項を適切に記載することが必要である。

1. 法令改正関係審査

審査内容

平成 30 年 1 月に施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」による改正が行われたことから、改正後の内閣府令（改正開示府令）に基づき適切な記載がなされているかどうかについて、調査票を用いた審査を行った。

審査結果

改正開示府令に関連する開示について、以下のような適切ではないと考えられる事例が確認された。

- 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等があるにもかかわらず、その内容が記載されていない事例
- 経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等があるにもかかわらず、当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等に照らして経営者が経営成績等をどのように分析・検討しているか（例えば、経営成績等の達成度合いや必要な対応）を全く記載していない、あるいは一部の指標についてのみ記載している事例
- 資本の財源及び資金の流動性に係る情報（例えば、重要な資本的支出の予定及びその資金の調達源は何であるかなど）について、キャッシュ・フロー計算書の要約を文章化したもののほかに、当該事項に関する記載がない事例
- 大株主の状況における発行済株式の総数に対する所有株式数の割合の算定に関して、分母となる発行済株式の総数から自己株式を除いていない事例

留意すべき事項

改正開示府令に関連する開示について、以下の点に留意されたい。

- 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容について記載する必要があること（企業内容等の開示に関する内閣府令第三号様式記載上の注意(10)が準用する第二号様式記載上の注意(30)）
- 経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等に照らして、経営者が経営成績等をどのように分析・検討しているかを記載するなど、具体的に、かつ、分かりやすく記載する必要があること（企業内容等の開示に関する内閣府令第三号様式記載上の注意(12)が準用する第二号様式記載上の注意(32) a(e)）
- 資本の財源及び資金の流動性に係る情報（例えば、重要な資本的支出の予定及びその資金の調達源は何であるかなど）について記載する必要がある、当該記載においては、単にキャッシュ・フロー計算書の要約を文章化したもの

だけでは不十分であること（企業内容等の開示に関する内閣府令第三号様式記載上の注意(12)が準用する第二号様式記載上の注意(32)a(e)）

- 大株主の状況における発行済株式の総数に対する所有株式数の割合の算定においては、分母となる発行済株式の総数から自己株式を除く必要があること（企業内容等の開示に関する内閣府令第三号様式【大株主の状況】）

（注）「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」（MD&A）等の記載においては、平成31年1月に施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」の適用（MD&Aに係る改正については、平成32年3月31日以後に終了する事業年度から適用（平成31年3月31日以後に終了する事業年度からの適用可））を見据え、充実した記載を行う必要があることに留意されたい。また、MD&A等の記載にあたっては、金融庁が公表している「[記述情報の開示に関する原則](#)」や「[記述情報の開示の好事例集](#)」も参照されたい。

2. 重点テーマ審査

（1）引当金、偶発債務等の会計上の見積り項目

審査内容

引当金、偶発債務等の会計上の見積り項目の会計処理及び開示が適切になされているかについて確認するため、以下の事項について質問するとともに、必要に応じて根拠資料の提出を求めて審査を行った。

- 実施した会計処理及び開示
- 有価証券報告書における他の項目の記載内容等と整合していない場合には、その理由

審査結果

引当金、偶発債務等の会計上の見積り項目の会計処理及び開示について、以下のような適切ではないと考えられる事例が確認された。

- 係争事件に係る賠償義務等で、将来において事業の負担となる可能性のあるものが存在するが、その内容及び金額が財務諸表に注記されていない事例
- 資産除去債務に関する注記において、支出発生までの見込期間や適用した割引率が記載されていない事例
- 減損損失を認識するかどうかの判定に際して用いる将来キャッシュ・フローの見積りにおいて、資産又は資産グループの現在の価値を維持するための合理的な設備投資に関連する将来キャッシュ・フローが考慮されていない事例
- 使用価値を算定する際の割引率について、税引後の数値を用いている事例

なお、会計上の見積り項目の会計処理を行う際に用いられた事業計画において、現時点において必ずしも合理性を欠くものではないが、将来の大幅な損益改善を見込んでおり、その達成状況によっては当該業績予測を適切に修正する必要があると考えられる事例が確認された。

留意すべき事項

引当金、偶発債務等の会計上の見積り項目の会計処理及び開示について、以下の点に留意されたい。

- 偶発債務（債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるものをいう。）がある場合には、その内容及び金額を注記しなければならないこと（連結財務諸表規則第 39 条の 2、財務諸表等規則第 58 条）
- 資産除去債務に関する注記においては、資産除去債務の金額の算定方法（支出発生までの見込期間及び適用した割引率その他の前提条件）を記載する必要があること（連結財務諸表規則第 15 条の 23、財務諸表等規則第 8 条の 28）
- 将来キャッシュ・フローは、資産又は資産グループの現在の価値を維持するための合理的な設備投資に関連するキャッシュ・フローを考慮して見積る必要があること（固定資産の減損に係る会計基準の適用指針第 38 項（2））
- 使用価値の算定に用いる将来キャッシュ・フローが税引前の数値であることに対応して、割引率も税引前の数値を用いる必要があること（固定資産の減損に係る会計基準の適用指針第 43 項）
- 会計上の見積り項目の会計処理に用いる事業計画は、合理的な仮定に基づく必要があること（固定資産の減損に係る会計基準二 4.（1）、固定資産の減損に係る会計基準の適用指針第 36 項、金融商品会計に関する実務指針第 92 項、285 項等）

（2） 繰延税金資産の回収可能性

審査内容

繰延税金資産の回収可能性が適切に判断されているかについて確認するため、以下の事項について質問するとともに、必要に応じて根拠資料の提出を求めて審査を行った。

- 企業の分類及び当該分類を行った理由
- 一時差異の解消見込年度のスケジューリング及び将来の課税所得の見積額
- 有価証券報告書における他の項目の記載内容等と整合していない場合には、その理由

また、昨年度の審査において識別された、繰延税金資産の計上額の見積りに用いた業績予測において、将来の大幅な損益改善を見込んでおりその達成状況によっては当該業績予測を適切に修正する必要があると考えられる事例については、必要なフォローアップを行った。

審査結果

当年度の審査においても、繰延税金資産の計上額の見積りに用いた業績予測において、現時点において必ずしも合理性を欠くものではないが、将来の大幅な損益改善を見込んでおり、その達成状況によっては当該業績予測を適切に修正する必要がある

あると考えられる事例が確認された。

留意すべき事項

繰延税金資産の計上額を見積る場合に用いる将来の業績予測については、合理的な仮定に基づく必要があることに留意されたい（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針第 32 項）。

以 上